

協調型法執行制度が及ぼすコーポレート・ガバナンスへの影響

—日本版司法取引制度等および米国司法省の動向を素材として—

2016年11月24日

於；スカイホール

監査懇話会 監査セミナー

明治大学法学部 教授

柿崎環

一 はじめに

- ・ 協調型法執行制度とは
- ・ 問題意識
- ・ 協調型法執行制度への移行の背景と日本の課題

二 日本版司法取引制度の導入とその影響

1 合意制度とは

(1) 「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」の概要

- a. 合意制度とは、被疑者・被告人が、「他人の刑事事件」の解明に役立つ供述や証拠を提出するなどの捜査協力をした場合、検察官が、被疑者・被告人との間で、犯罪の訴追を見送りまたは求刑の引下げ等を行うといった恩恵を与える合意を結ぶことができる制度（改正刑事訴訟法 350 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 350 条の 3 参照）。
- b. 2016 年 5 月 24 日（公布日 6 月 3 日）、事取調手続きの可視化のための制度等とともに改正刑事訴訟法の一部として導入。遅くとも 2 年後の 2018 年 6 月 3 日までに施行。
- c. 合意制度の趣旨；現行法上、取調べ以外に、組織的な犯罪等において首謀者の関与状況を含めた事案の解明に資する供述を得るための有効な手法がない ⇒ 取調べおよび供述調書への過度の依存の要因 ⇒ 手続の適正を担保しつつ、新たな証拠収集方法として導入。合意制度の論理的根拠は検察官の広範な訴追裁量権（刑訴法 284 条）
- d. 「無実の第三者を巻き込む危険」への対処

- ① 他人の公判における合意内容書面の証拠調べ請求義務
- ② 弁護人の関与
- ③ 虚偽供述等の罪

(2) 合意の内容と条件

a. 合意の主体；検察官及び被疑者・被告人。但し、合意には弁護人の同意が必須条件。

b. 合意内容；①被疑者・被告人による協力的行為と②検察官による処分の軽減等

i) 被疑者・被告人による協力的行為

→ ・捜査機関の取調べ、および証人尋問に際して

「真実の供述をすること」⇨ 自己の記憶に従った供述

・捜査機関の証拠収集に関し、証拠の提出その他必要な協力をすること

ii) 検察官による処分の軽減等

→ 公訴不提起、公訴取消し、特定の訴因・罰条による公訴の提起・維持等

c. 対象犯罪；財政経済犯罪（租税法、独禁法、金商法等）、薬物銃器犯罪、および公務の執行を妨害する罪等に限定（特定犯罪）。なお、特定犯罪に関して犯人隠避や証拠隠滅が行われた場合には、犯人蔵匿罪（刑法 103 条）、証拠隠滅罪（刑法 104 条）、証人等威迫罪（刑法 105 条の 2）も特定犯罪となる。

∴ 刑事司法制度に「取引」の要素をもつ証拠収集手段を正面から導入するものであるため、必要性和有効性が高い犯罪に限定。

⇨ 被疑者・被告人の事件と他人の事件の双方が特定犯罪であることが必要。但し、双方の罪名が異なっても、事実関係の重なり合いがなくても利用可能

例；A 企業がカルテルに関与して、当局の立入を受けた際に、A 企業の取締役 B が従業員 C に指示してカルテルに関する内部資料を破棄・隠匿させた場合 → C の行為は、特定犯罪である独禁法違反の罪に関連して行われたため、証拠隠滅罪も特定犯罪となり、合意制度の対象となる。C は、A の指示による証拠隠滅行為に関する証拠を検察官に提出することで、訴追について減免措置を得られる可能性が大。

d. 検察官が、以下を総合的に勘案して「必要と認めるとき」に合意可能（∴ 訴追裁量権の範囲）

→ 被疑者・被告人の協力的行為により得られる証拠の重要性、「関係する犯罪¹」

¹ 合意の対象となる被疑者・被告人の事件及び他人の刑事事件に係る犯罪。なお、両犯罪

の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度等を考慮 ⇒ 被疑者・被告の事件についての処分等を軽減してもなお、他人の刑事事件の捜査・公判への協力を得ることが必要かについて検討する。

- e. 合意には弁護人の同意が必要
 - ∴ 弁護人は、合意の主体ではないが、合意が適法公正に行われること確保し、被疑者・被告人の利益を保護する趣旨
- f. 合意は要式行為
 - ∴ 合意内容の手続的明確さのため。検察官、被疑者・被告人、弁護人の連署が合意の条件

(3) 協議の手続 —合意の前提

- a. 合意の前提となる協議は、検察官・被疑者・被告人、弁護人の三者で行う。双方に異議がなくとも検察と被疑者・被告人だけの協議は不可（被疑者被告人に異論がなければ、検察官と弁護人とで一部の協議は可能）
 - ∴ 巻き込みの危険防止のため、常に協議には弁護人の関与が必要
- b. 協議のプロセス
 - ・ 弁護人から被疑者・被告人の協力行為の内容が提示 → 検察官による被疑者・被告人の供述録取 → 検察官による処分の軽減等の内容の提示 → 検察官と弁護人間で合意内容についての意見交換
 - ・ 上記の被疑者・被告人の供述録取では、検察官は、被疑者・被告人に対する供述拒否権の告知が必要（∴他人の刑事事件についての供述を聴取する過程でも、被疑者・被告人自身の事件にも供述が及ぶ場合があるため）
 - ・ 協議の結果、合意に至らない場合、被疑者・被告人の供述自体は、当人の刑事事件においても、他人の刑事事件においても、証拠とすることができない（但し、証拠能力制限の対象は、供述に基づいて得られた派生証拠には及ばない）。
 - ・ 被疑者・被告人が協議においてした行為が、犯人蔵匿等の罪（刑法 103 条）、証拠隠滅等の罪（同法 104 条）、虚偽告訴等の罪（同法 172 条）、組織的犯罪処罰法 7 条に定める上記犯罪の加重類型（組織的な犯人蔵匿等）に当たれば、これらの罪の事件では、被疑者・被告人による協議中の供述を証拠として用いること可能。

にどの程度の関連性があるかは、合意した場合に信頼性のある証拠が得られる見込みがあるかに関わるので、両犯罪の「関連性の程度」も考慮事項として例示。←衆議院で修正。共犯などがその例

(4) 公判手続等における合意内容の検討

a. 検察官による合意内容書面の証拠調べ請求義務

- ・ 検察官は、公訴後、冒頭手続終了後に、遅滞なく、被告人の合意内容書面の証拠調べ請求をしなければならない。(∵合意内容は、被告人の公判において訴訟進行および被告人の情状に関係 ⇒ 裁判所が合意内容を十分に把握する必要性)
- ・ 他人の公判において、合意に基づく供述録取書等について、検察官、被告人、弁護人による証拠調べ請求がなされ、または裁判所の職権による証人尋問決定がなされた場合、遅滞なく、合意内容書面の証拠調べを請求しなければならない。(∵ 他人の公判において、当該他人の弁護人が合意内容を把握し、十分な防御活動ができるようにするため、裁判所は、合意内容を把握したうえで、供述等の信用性を吟味する必要 ⇒ 第三者の巻き込み防止に貢献)

b. 合意からの離脱

ア) 検察官・被疑者被告人に共通する離脱事由・・・合意の一方当事者が合意に違反した場合、相手方は合意からの離脱が可能。

イ) 被告人の離脱事由・・・検察官が合意に基づいた訴因変更、軽い求刑、即時裁判手続の申立て、略式命令の請求をしたが、裁判所が認めなかった場合

ウ) 検察官の離脱・・・①被疑者・被告人が協議において行った「他人の刑事事件」についての供述が「真実でないことが明らかになった」とき、②被疑者・被告人が合意に基づいてした供述の内容が真実でないことが明らかになったとき

☞ 注意；ア) の合意違反は、「自己の記憶に反する供述」を指すため、これとは別の離脱事由であることから、「真実でないことが明らかになったとき」とは客観的事実に違反するという意味。

c. 合意からの離脱の手続

- ・ 離脱は、離脱の理由を記載した書面により、相手方に離脱を告知する要式行為。
- ・ 離脱により合意は将来に向かって解消。
- ・ 合意離脱書面は、合意内容書面の場合と同様に、検察官に証拠調べ請求義務が課され、裁判所により厳格に吟味される。

d. 合意の履行の確保と実効性の担保

* 検察官が合意に違反して公訴権を行使した場合 ⇒ 効力を否定。協議・合意過程で得られた証拠の証拠能力の制限することで、合意の履行確保と実効性を担保。

ア) 公訴棄却の判決

- ・ 検察が、不起訴合意に違反して公訴を提起、公訴を取り消さなかった、特定訴因提起合意に違反して異なる訴因等で提起等の場合、裁判所は、これらを不許可とする

イ) 証拠能力の制限

- ・ 検察官が合意に違反した場合、①被告人の協議での供述、②合意に基づき得られた証拠は、被告人の事件、および他人の刑事事件においても、証拠とできない(なお、①②に基づいて得られた証拠(派生証拠)は証拠能力の制限を受けない)。

* 検察官等に対する虚偽供述等の罪が新設

- ⇒ 合意に違反して、捜査機関に対して、虚偽の供述をし、又は偽造・変造の証拠を提出した者は、5年以下の懲役。∵合意に基づく証拠の信用性・真実性確保。

- * ただし、この罪を犯した者が、当該合意に係る他人の刑事事件の裁判が確定する前であって、かつ、当該合意に係る自己の刑事事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を軽減又は免除しうる。

∵ 虚偽の供述等に基づく不当な刑事処分未然防止の趣旨

(2) 合意制度の導入の狙い

➢ 司法制度上の意義・・・従来の日本の刑事裁判における「利益に結びつけられた供述」の扱い → 虚偽の恐れが高いため避けられるべきもの ➡ But グローバルな組織犯罪等の場合、事件解明がますます困難に。→ 日本版司法取引制度の導入により、正式に導入。ただし、証言の信用性の確保のための措置必要。

➢ 被疑者・被告人にとって・・・捜査協力の見返りとしての不起訴処分・求刑の軽減は運用上の約束。約束違反の場合の取り扱いが不明→極めて不安定な立場に ➡ 正面から制度的に認めることで被疑者・被告人の不安を回避

(3) 米国の司法取引制度との違い

* 米国の2種類の司法取引制度

① 自己負罪型の司法取引；自らの犯罪について有罪を認めることにより、その見返りとして一定の利益を享受する(証人尋問等手続の省略可能 → 刑事司法コストの抑制可能)

② 捜査・訴追協力型の司法取引；被疑者・被告人が共犯者や他人の犯罪事実の捜査・起訴に協力することで、訴追の免除や軽い刑での訴追、求刑の引下げ等を認めるもの(他人の犯罪の有罪証拠の発見に主眼。とくに密行性の高い組織犯罪の捜査活動

に有効な手段

☞ 今回、日本で導入されたのは、②の「他人に犯罪」に対する捜査・起訴協力型のみ。但し、運用によっては、①と同様の効果が生ずる場合も。

2 刑事免責制度とは

(1) 刑事免責制度

；裁判所が、検察官の請求に基づき、①尋問による供述およびこれに基づき得られた証拠は、証人の刑事事件において不利益な証拠とすることができない、②証人は、自らが訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある証言を拒むことができない、との条件により証人尋問を行う旨の決定（免責決定）を行う制度

- ・目的；犯罪関係者の自己負罪拒否特権（憲法 38 条 1 項）に基づく証言拒否権（刑事訴訟法 146 条）の行使により犯罪事実の解明に必要な供述を得ることができない事態に対処
- ・対象者；共犯事件等の犯罪関係者等である証人
- ・方法；裁判所の決定により免責付与→証人の自己負罪拒否特権を失わせ証言を義務づけ
- ・対象事件；限定なし
- ・改正法公布日（平成 28 年 6 月 3 日）から 2 年以内に施行

(2) 導入の経緯

* ロッキード事件最高裁判決（最大判平成 7・2・22）

・・・ロッキード社からの証人を尋問。But 当時の日本には証人に対して刑事免責を約束し、自己負罪拒否権の行使をさせず証言を強制する制度なし。そのため、当時の検事総長によって特例的な刑事免責の約束による証言がなされたが、最高裁ではその証拠能力を認めず。

↓

現状の日本の捜査機関には、諸外国の捜査機関に比べ、証拠資料収集の点で足枷があった。

(3) 概要

- a. 検察官の免責決定請求→ 裁判所は以下の条件による証人尋問を行う旨の決定（免責決定）を行う
 - ①尋問によって得られた供述・証拠は、証人の刑事事件において、証人の不利な証拠とできない（派生使用免責）

②証人は、自己が刑事訴追を受け、又は刑事判決のおそれのある証言を拒むことができない（自己負罪拒否特権の対象から除外）

- b. 免責決定を得た証人尋問においては、証人が証言拒絶をすれば、証言拒絶罪（刑訴法 161 条）過料の制裁等（刑訴法 160 条 1 項）の対象に
- c. 免責決定は、刑事訴追それ自体を免除するものではない。ただし、派生使用免責を与えると、当該証人の訴追・処罰は、事実上相当困難に。⇒ 免責を付与してでも他人の刑事事件について証言を得る必要性が高い場合かどうかを検察が判断することに（検察の訴追裁量権の範囲）
- d. 証人尋問開始前でも免責決定の請求、及び免責決定は可能
∴ 自己負罪証言の拒否が最初から予想される場合、事前の免責決定→円滑な証人尋問が可能
- e. 証人尋問開始後の免責決定の請求及び免責決定も可能
∴ 証人尋問開始後、検察の予期に反して、証人が自己負罪証言の拒否権を行使する場合に対応

（４）合意制度との異同

- ・取調べ以外の供述証拠の収集方法という点で共通
- ・任意の調査協力を想定する合意制度とは異なり、協力に応じない場合に強制的に証拠を収集するための制度
- ・免責請求は、検察の訴追裁量権の範囲。取引的要素なし
- ・対象犯罪の限定なし

3 日本版司法取引制度が及ぼす企業への影響

* 想定される事例と企業のとるべきコンプライアンス対応

（１）同一企業内における役職員による合意制度の利用

- 下位の役職員が上位の役職員の訴追のために捜査協力する場面
cf. 「小物で大物を釣る」ための手法

但し、訴追された下位の役職員等には、「無実の者を巻き込む懸念」



企業の対応；当局の捜査が上位の役職員に対して開始される前に、自主的に不正調査を行い、原因究明、および再発防止策を実施し、自浄能力を示すことで、上位の役職員の

指揮命令による犯罪でないこと、あるいは企業ぐるみの犯罪でないことを示す準備が必要。

(2) 企業自身による合意制度の利用

- ・合意制度においては、企業自身が検察との間で合意の主体となることができる²。
- ・他の企業との共犯関係にある犯罪行為が、企業内の調査または内部告発により判明した場合 ⇒ 共犯企業については「他人の犯罪」となるので、いち早く社内で、自ら事実調査を行い、当局に届け出ること、合意制度による恩恵を得ることが期待できる。
- ・企業の内部通報等で役職員の犯罪が発覚した場合、積極的に企業が「他人の犯罪」である役職員の犯罪を申告することで、企業自身の訴追を回避することも可能？
(ただし、検察官が合意を結ぶメリットがなければ合意には応じない)

三 裁量型課徴金制度導入に向けた検討開始

1 独禁法における現行の課徴金減免制度

(1) 課徴金減免制度（リニエンシー制度）

；自主的に独禁法違反を公正取引委員会に申告した一定の事業者に対して、課徴金を減免する制度（2005年）。

(2) 制度趣旨

⇒ カルテルや談合などの不正は、通常、外部から隠蔽されており規制当局が探知することは難しく、違反行為者自身に法律違反の情報を提供させることで独禁法違反の発見を容易にすること

(3) 課徴金減免制度の概要

調査開始日前の1番目の申請者・・・課徴金を全額免除

調査開示日前の2番目の申請者・・・課徴金を50%減額

調査開始日前の3～5番目の申請者・・・課徴金を30%減額

調査開示日以後の申請者・・・課徴金を30%減額

(ただし、調査開始日以降の申請者で減額の対象者は3番目まで。かつ調査開始日前の申請者と合計して5社まで)

²日本では、法人が刑事処罰を科されるのは、原則として役職員の犯罪成立を前提としており、両罰規定の適用がある場合

(4) 合意制度と課徴金減免申請制度との関係

→ 現行の課徴金減免申請制度では、最初に当局に届け出た者のみが課徴金の100%免除の対象になるが、合意制度が施行されれば、たとえ一番に届け出なくとも、共犯者である「他人の犯罪」について重要な供述等を行う場合には、検察との間で合意制度の利用が認められることも期待できる。

(5) 現状の課徴金減免申請制度の課題

- ①課徴金の減免は非裁量的であり、事業者が調査に積極的に協力しても、その程度によって課徴金の額が減額されない。
- ②調査協力の拒否や妨害があっても、課徴金が増額されることはない。
- ③事業者が自主的・積極的に違反行為を発見・是正しても課徴金の減額なし
 - ➡ 企業による実効的なコンプライアンス体制整備のインセンティブが希薄
- ④国際カルテルなどの場合、事業者が日本の規制当局を飛び越えて、裁量型課徴金制度を採用する諸外国の規制当局への調査協力を優先する傾向あり → 日本では実効的な実態解明や迅速な事件処理が困難に

2 裁量型課徴金制度の導入に向けた検討の開始（2016年2月～）

*上記の課題に対して、公正取引委員会の独占禁止法研究会による独禁法の「裁量型課徴金制度」導入の検討開始。

- (1) 裁量型課徴金制度；企業が実効的なコンプライアンス体制を整備し、または積極的な調査協力があった場合などには、課徴金を減額することで企業に「見返り」を与える一方、悪質なケースでは課徴金を増額するなど法執行における裁量の幅を課徴金制度に認める ⇒ 企業内でのコンプライアンス体制の整備を促し、市場における公正な競争を維持する効果を期待

(2) 導入に対する批判と課題

- ・調査協力の度合いに応じて課徴金が増減することになるため、対象事業者が当局の審査方針に迎合するおそれ
- ・公正取引委員会の裁量権の範囲が不透明。予見可能性を欠き、公取に対して広範な課徴金決定の裁量権を与えることに
- ・弁護士立会権や弁護士依頼者間秘匿特権などの適正手続の確保を図る制度の整備がいまだ不十分

四 米国における司法省の訴追アプローチの動向

1 米国司法省による司法取引と連邦量刑ガイドライン

(1) 米国司法省の司法取引の類型

； 検察官の訴追裁量権を根拠に、処分上の利益と引換えに捜査・公判の協力を得ること

- ① 有罪答弁合意
- ② 訴追延期合意
- ③ 訴追免除合意

(2) 連邦量刑ガイドラインにおける恩典付与の枠組み

→ 犯罪の重大性の程度に関する「犯罪レベル」と被告人の前科等に関する「犯罪歴カテゴリー」を掛け合わせた量刑表によって、適用されるべき基本的な量刑の範囲が決定

(3) 1991年連邦量刑ガイドラインの改訂

- ・ 組織犯罪の項目を追加；犯罪を犯した企業に対する高額な罰金刑を定める一方で、有効な CP の実施があれば罰金刑を軽減
- ・ 目的；企業犯罪の防止、発見および報告のための内部的な機構を確保するためのインセンティブを企業に付与

* 1991年連邦量刑ガイドラインが示す有効な CP の基準とは？

- ① 犯罪減少に向けた基準・手続の策定
- ② 上級役員から CP 担当監督責任者を任命する
- ③ 法令遵守意識を欠いた者に実質的権限を付与しないよう注意義務を履行する
- ④ コンプライアンスの教育・研修プログラムの実施
- ⑤ CP の有効性を確保する監視・監査制度および内部通報制度の活用
- ⑥ 従業員等に対する CP の周知徹底、違反者に対する懲戒規程の整備
- ⑦ 犯罪発見時の対応と再発防止策の確立

(4) 2002年 SOX 法における連邦量刑ガイドラインの内容の変更要請

* 2004年連邦量刑ガイドラインの改正

➡ 企業に求められる有効な CP の条件として、経営者による企業倫理・コンプライアンス志向の組織文化の醸成を強調 (SOX 法 1104 条)

☞ より実効的な CP の確立を要請 (不正の兆候に対する予防的・発見的な取組の強調、日常的な CP 責任者の任命、内部通報制度の充実、報復禁止の確保等)

2 連邦検察官が準拠する内部マニュアル（United States Attorneys' Manual）の動向

（1）United States Attorneys' Manual（USAM）

→ 連邦検察官等に対して司法省が発する訴追基準の内部ガイダンス。1999年策定。ただし、実質的に刑事訴追はUSAMに依拠。組織犯罪の訴追については、USAM Title9に記載。

・1999年、Eric. H. Holder, Jr 司法省次官（Deputy Attorney General）による Holder Memo³を皮切りに、歴代の司法省次官が、組織犯罪につき訴追の是非を判断する際の考慮事項を記したメモを公表（∵司法省次官は、連邦司法省における訴追に関する政策立案を担当）。その後、Thompson Memo（2003年）、McNulty Memo（2006年）が公表。

（2）Filip Memo（2008年）の公表

* 2008年8月に司法省次官 Mark Filip が公表。以下の9要素を訴追判断時に考慮。

- ① 犯罪の性質や深刻度
- ② 企業内部での違法行為の蔓延度（経営者の関与、黙認の程度を含む）
- ③ 企業における同様の不正行為の履歴（民事・刑事、行政処分を含む）
- ④ 企業の適時かつ自発的な違法行為の開示、およびその行為者の調査に関する積極的な企業の協力の度合い
- ⑤ 企業内部のコンプライアンス・プログラムの存在と有効性
- ⑥ 企業の行った是正措置（より効果的なコンプライアンス・プログラムの導入、違法行為者への懲罰、責任者の配置換え等）、
- ⑦ 訴追が及ぼす付随的効果（株主、従業員その他の有責性のない個人に対する影響等）
- ⑧ 会社不正に対する個人責任の追及の適切性
- ⑨ 民事および行政手続処分の救済の方が妥当であるか

（3）Yates Memo（2015年）の公表

a. Yates Memo の内容

* 司法省次官 Sally Quillian Yates が2015年9月9日公表

⇒ 企業犯罪訴追にあたり個人責任の追及を確実にする

ための「6つの重要なステップ」*all or nothing approach

- ① 企業が、調査協力による何等かの減免措置を得るには、必ず企業不正に関与した個人について全ての関連事実を司法省に提出しなければならない。

³ 司法省のすべての構成部局に対して、企業訴追の是非を判断する際の考慮事項をメモとして公表

- ② 刑事手続・民事手続を問わず、企業の調査は、その開始当初から個人に焦点を当てるべきである。
- ③ 企業の調査を担う刑事および民事の担当官は、定期的に情報交換を行うべきである。
- ④ 特段の事情または司法省の承認がなければ、司法省は、企業の事案が解決したとしても、個人の民事責任または刑事責任を免除するものではない。
- ⑤ 企業の訴追については、出訴期限内に、関係する個人の事案を解決する明確な計画がないまま、企業の事案を解決すべきではなく、当該事案において、個人を不起訴にする場合には記録に留めておくことが必要である。
- ⑥ 民事手続の担当官は、一貫して、企業のみならず個人に焦点を当てるべきであり、個人の支払能力だけにこだわらず、その他の考慮事項に基づき個人を訴追するか否かを評価すべきである。

⇒ Yates Memo に沿って 2015 年 11 月 16 日、USAM の改訂

b. Yates Memo の意義

- ・違法行為を犯した個人に焦点を当てるのは、新しいアプローチではない。
 - 従来から、不正に関わった個人の情報を開示することは減免措置を認める考慮事由の1つ cf. Filip Memo
- ・新たな視点；減免措置を求める企業は、その前提条件として、不正に関わったとされる個人に関する「事実」のすべてを司法省に開示することが要求
 - 減免措置を求める企業の「第一関門」として位置付け
- ・調査協力の評価項目として、「タイムリーで自主的な開示」は、他の考慮要素から切り離し、「極めて高い価値」として評価
- ・司法省の方針転換？
 - ⇒ 法人処罰の免責事由のなかに、コンプライアンス・プログラムの充実度を判断する一要素（しかも最初に考慮する要素）として、企業不正に関わる者の早期の調査とその調査事実の提供を要求

c. Yates Memo の背景

- ・2008 年金融危機後の規制当局に対する不満
 - ほとんどが企業との和解。本来、企業犯罪の責任を負うべき個人に対する訴追が不発。
- ・金融犯罪等の高度化・複雑化 → 個人に対する訴追をより困難に

☞ 司法省；不正に関わった個人に関する情報を、できる限り早期の段階で、企

業からの調査協力の一環として入手 → 個人責任の追及を不問とせず、
結果的に企業犯罪の抑止につながる

3 最近の動き—「司法省刑事局詐欺部による FCPA 法執行プランとガイダンス」の公表

*2016年4月5日、司法省はFCPAに関する犯罪について、企業の自主的な申告を促進させ、企業のコンプライアンス・プログラムを充実させるため、パイロット・プログラムを公表。対象をFCPA違反の犯罪に限定し、2017年4月まで有効。ただし、期間延長、対象犯罪拡大の動きあり。

*以下の内容のコンプライアンス・プログラムを整備している企業の訴追にあたり、量刑ガイドラインが規定する罰金額の50%を上限に軽減すること、および、訴追対象企業はコンプライアンス・モニターの設置を求められないことを明らかに。

① 刑事事件に関する任意の自己開示 (voluntary self-disclosure of criminality)

- ・ 任意の開示は、当局の調査等以前に実行
- ・ 犯罪認識から合理的期間内で迅速に司法省に当該行為を開示すること (適時であることの挙証責任は企業が負う)
- ・ 企業は、FCPA 違反に関わった個人に関するすべての事実を含め、企業が知りえるすべての関連事実を開示すること

② 完全な調査協力

- ・ 違法行為に関連するすべての事実に関して適時に開示すること、これには企業の執行役、従業員等による刑事犯罪に関連するすべての事実が含まれる
- ・ 犯罪発生後よりも事前の調査協力。即ち、企業は、特段、尋ねられていなくとも、調査に関わる事実を開示し、政府に関連する証拠を入手する機会を与えているか。
- ・ 関連する文書およびその出所に関する情報を保全、収集、開示すること
- ・ 社内調査に関する時期を得た更新に関する規定の整備、(定期的な情報開示に限定されない)
- ・ 要請に応じて、関連する情報をもつ役員および従業員への事情聴取を可能にすること。これには、適宜、旧役員や従業員や、海外にいる役員、従業員も含む場合がある。
- ・ 企業の独自の調査によって収集したすべての関連事実を公表すること、これには、特定の情報源についての事実の属性も、弁護士・依頼人秘匿特権に違反していない場合には含まれる。
- ・ 国外にある文書、当該文書が発見された場所、発見者の開示 (但し、外国法が開示を制限している場合を除く)

- ・法的に禁止されない限り、法的管轄外にいる証人および第三者が作成した文書に対するアクセスを容易にすること
- ・適宜、要請された場合、外国語の関連文書を翻訳する条項を置くこと

* なお、上記の項目すべてを完全に遵守しなければ、まったく訴追減免措置を与えないというものではなく、企業の規模や状況に応じて、合理的な範囲で調査対応すれば足りる。但し、その協力状況に応じて、訴追減免措置の内容は変わる。

③適時・適切な是正措置

・有効なコンプライアンス・倫理プログラムの整備。基準は定期的に見直しが必要。組織の規模やリソースによって異なるものであるが、以下の項目が考慮される。

- i コンプライアンス文化の確立。犯罪行為（調査対象となる行為も含め）は、許容されないという従業員の自覚を持たせることも含まれる。
- ii コンプライアンス機能に十分なリソースを割り当てているか
- iii コンプライアンス部門担当者の質と経験の確保。潜在的なリスクのある取引を理解し特定できるレベルであることが必要。
- iv コンプライアンス機能の独立性
- v 企業のコンプライアンス・プログラムが効果的なリスク評価を実施しているか、その評価に基づいてコンプライアンス・プログラムを見直しているか
- vi 企業のコンプライアンス担当者の給与および処遇
- vii コンプライアンス・プログラムの有効性を保証する監査
- viii 会社内部におけるコンプライアンス担当者の報告ラインの構築

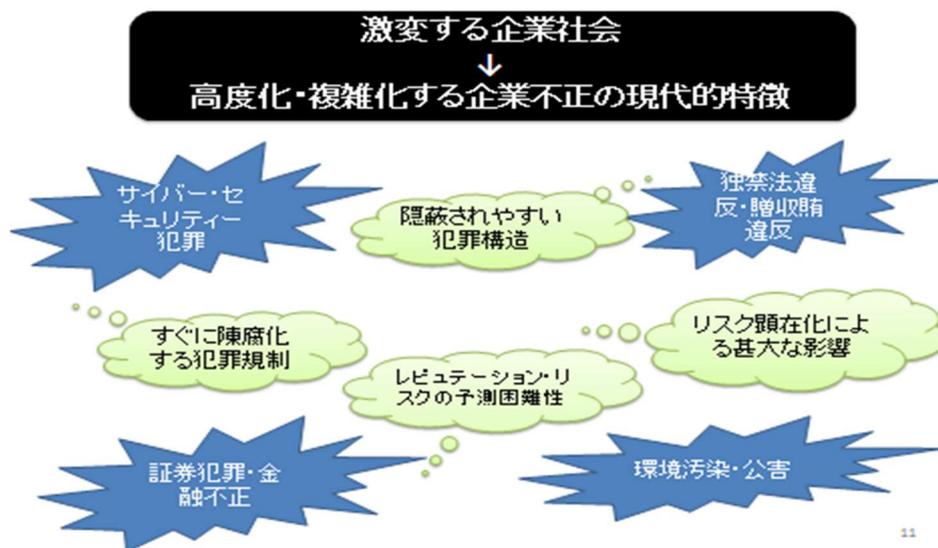
・従業員に対する適切な規律付け。当該違法行為者に対する対応も含め、他の従業員を規律づけるシステムがあること。

・会社が違法行為の重大さを認識し、その責任を受け入れることを示し、将来のリスクを識別する施策も含めて、こうした不正が繰り返されるリスクを減じる措置を講じる追加的な対応。

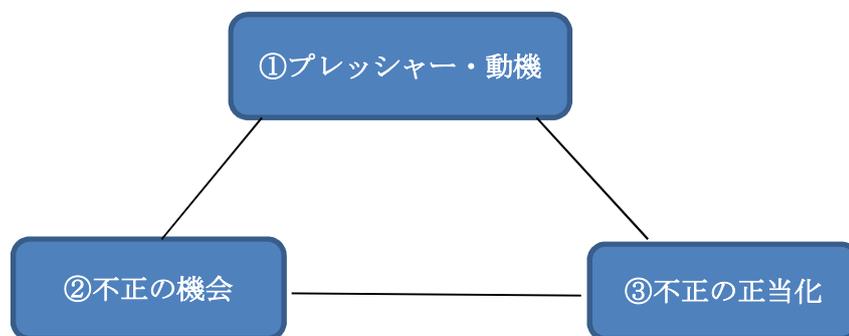
五 まとめにかえて

* 法執行のアプローチの変化 — 対立型法執行から協調型法執行へ

<協調型法執行制度への移行の背景>



<不正発生のトライアングル理論>



①プレッシャー ➡ 100年に1度の超停滞期資本主義経済の突入

・・・But 従来型の成長戦略による業績目標ノルマ

③不正の正当化 ➡ 役職員の「会社のため」という主観的正当化

②不正の機会 ・・・・→ 企業が不正リスクの発生を黙認するような企業風土では不正蔓延のおそれ ☞ 資本主義経済社会の根幹を揺るがす

By ジャック・アタリ

* 米国司法省が企業に整備を求めるコンプライアンス・プログラムの内容の変化

①「不正の予防・防止」→ ②「不正リスクの発見・報告・是正」→ ③「不正リスクを生じさない倫理的企業文化の醸成」

協調型法執行システムにおけるCPの意義

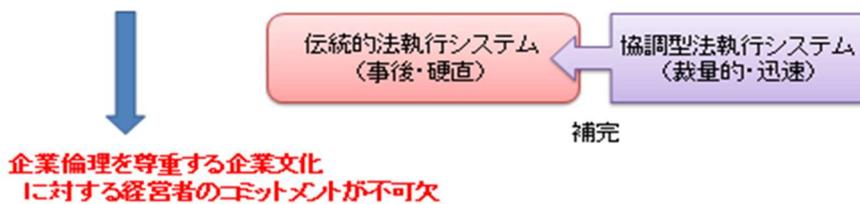
最新のリスク状況を把握し、不正の兆候を迅速に発見・是正する
コンプライアンス体制の整備が不可欠

↓ How?

自主的対応では実効性に疑問 ⇔ お任せの法規制では形骸化

↓

「実効的なコンプライアンス体制」の整備を促すインセンティブ規制の採用



12

<日本の動向>

➤ 平成28年刑事訴訟法改正

日本版司法取引(合意制度)の導入(施行は平成30年6月までに)・・・組織犯罪等の場合に、「他人の犯罪」の解明に役立つ捜査協力を行った者の減免措置を認める合意制度

➤ 独禁法上の裁量型課徴金制度導入を平成28年検討開始

独禁法上のリニエンスー制度(平成17年)を見直し、裁量型課徴金制度導入の検討開始・・・独禁法違反に関して事業者による情報提供等の調査協力の程度、および実効的なコンプライアンス体制による自主的な是正の程度に応じて課徴金額の減額や増額が可能に。



実効的なコンプライアンス体制整備を協調型法執行システムの要素として
取り込む方向性(⇔ 伝統的な法執行システムの補完)

14